平成２８年（フ）第５４４号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目３番27号　塚口グリーンハイツ３号棟108号
債務者　林　　香織（旧姓大木）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５６２号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目２番27号
債務者　本田　勝次
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３８１号
千葉県野田市尾崎台29番地の14　ライフコートＭＥＧＵ101
債務者　細井　健一
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４６４号
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷４丁目13番19号（ティアラ新鎌102）
債務者　飯島　順子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４８６号
千葉県柏市松ケ崎778番地２　サンライズＳＴ－101号
債務者　島村　倫子
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２３号
千葉県松戸市日暮２丁目８番地の６　春実マンション303号
債務者　池沢　杏奈
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５２４号
千葉県松戸市日暮２丁目８番地の６　春実マンション303号
債務者　髙橋　紀子（旧姓池沢）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５６３号
千葉県松戸市古ケ崎２丁目3160番地の６
債務者　三浦　裕美（旧氏名三浦裕二）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５７９号
千葉県松戸市西馬橋相川町99番地　マキハイツ２号
債務者　野田　稲子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６２１号
神戸市北区京地１丁目９番地の11
債務者　美馬　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６８号
神戸市兵庫区荒田町３丁目４番７号
債務者　橘木　正文
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７６９号
神戸市兵庫区荒田町３丁目４番７号
債務者　橘木美奈子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９４号
神戸市灘区岩屋中町２丁目６番４－218号、従前の住所神戸市兵庫区笠松通７丁目３番33号　清水文化南側１Ｆ
債務者　西田　和彦
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８号
山口県岩国市中津町３丁目７番30号
債務者　嶋津　敬之
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第３５号
山口県岩国市門前町３丁目11番14号　宮崎アパート２Ｆ－６
債務者　佐上　勇人
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第４１号
山口県岩国市平田１丁目27番93号
債務者　村中富士子
1　決定年月日時　平成28年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月22日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第１１２号
神奈川県横須賀市森崎２丁目18番９号　アジアハイツ103
債務者　高橋　啓一（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部